

御利用にあたって

1 調査の概要

(1) 調査の目的

商業統計調査は、わが国の商業の実態を明らかにすることを目的としています。

(2) 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 23 号）であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施されています。

(3) 調査の期日

平成 19 年（2007 年）6 月 1 日現在

(4) 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類「大分類 J－卸売・小売業」に属する事業所です。

商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所は調査の対象としませんでした。

また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内※、有料道路内※）の中にある別経営の事業所についても調査の対象としています。ただし、前述以外の有料施設内（劇場内、運動競技場内など）の事業所は、原則、調査の対象としていません。

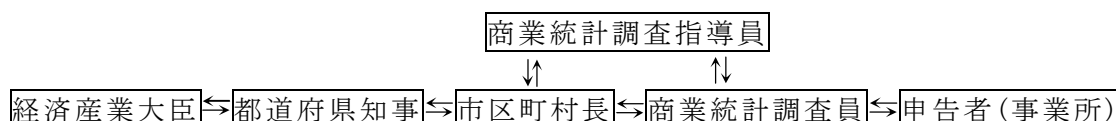
なお、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業（休業中）であっても専従の従業者がいる事業所は対象としています。

※については、平成 19 年（2007 年）調査より調査を開始しました。

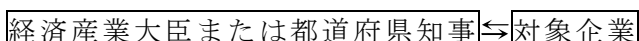
(5) 調査の経路

商業統計調査の調査経路は、調査方式により以下のとおりです。

① 申告者（事業所）が自ら調査票に記入する方法（自計方式）による調査員調査方式



② 商業企業の本社・本店等の傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式



2 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など）を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理的事務のみを行っている事業所を除く）
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となります。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とします。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。
「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれます。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とします。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類 Qーサービス業（他に分類されないもの））とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしません。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所
官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類しています。

(4) 単独事業所

他の場所に、同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1企業1事業所）をいいます。

(5) 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括し

ている事業所をいいます。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とします。

(6) 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含みます。また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とします。

(7) 開設時期

当該事業所の事業内容に関わらず事業所を開設した時期とします。

(8) 従業者及び就業者

平成19年（2007年）6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している人をいいます。従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいいます。

① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している人をいいます。

② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている人をいいます。

③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている人をいいます。

④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている人で、次のいずれかに該当する人をいいます。

㊦ 期間を定めずに雇用されている人

㊧ 1か月を超える期間を定めて雇用されている人

㊨ 平成19年（2007年）の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用された人

⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている人をいいます。

⑥ 「他からの派遣従業者」とは、別経営の事業所から派遣されている人又は下請として別経営の事業所から来て業務に従事している人をいいます。

⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣している人又は下請けとして別経営の事業所の業務に従事している人をいいます。

⑧ 「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したものです。

(9) 年間商品販売額

平成18年（2006年）4月1日から平成19年（2007年）3月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含みます。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めません。

(10) その他の収入額

平成18年（2006年）4月1日から平成19年（2007年）3月31日までの1年間の商品販売に関する修理料、仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したものをいい、消費税額を含みます。

(11) 商品手持額

平成19年（2007年）3月31日現在、販売目的で保有している全ての手持商品額（仕入時の原価による）をいいます。

(12) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、②店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレイなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、③売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいいます。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは、上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいいます。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などです。

(13) 売場面積（小売業のみ）

平成19年（2007年）6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分等は除く）をいいます。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていません。

(14) 年間商品仕入額（法人事業所のみ）

平成18年（2006年）4月1日から平成19年（2007年）3月31日までの1年間の企業全体の商業事業所における企業外からの商品の仕入額をいいます。したがって、自企業内の本支店間、支店相互間の振替移動を行った取引額は除きます。

ただし、国外にある自企業の支店より輸入した場合は仕入額に含みます。

3 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付け）方法は次のとおりです。

(1) 一般的な方法

- ① 取扱商品が単品の場合は、商品分類番号5桁のうち上位4桁の分類番号で細分類を決定します。
- ② 取扱商品が複数の場合は、まず商品分類番号上位2桁の卸売品目（50～54）と小売品目（56～60）でいずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業に決定します。
- ③ 産業分類の格付けについては、商品分類番号上位2桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位2桁によって中分類（2桁分類）を決定し、同様に上位3桁、上

位 4 桁と順に分類し、細分類（4 桁分類）を格付けします。

(2) 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業」「その他の各種商品卸売業」「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」「その他の各種商品小売業」「各種食料品小売業」「コンビニエンスストア」「たばこ・喫煙具専門小売業」については以下の方法で格付けを行っています。

① 卸売業

㊦ 「4911 各種商品卸売業（従業者が常時 100 人以上のもの）」

表 1 の財別（生産財、資本財、消費財）の 3 財にわたる商品を販売し、各財の販売額がいずれも卸売販売総額の 10 % 以上で、従業者が 100 人以上の事業所。

㊧ 「4919 その他の各種商品卸売業」

表 1 の財別（生産財、資本財、消費財）の 3 財にわたる商品を販売し、各小分類の販売額がいずれも卸売販売額の 50 % 未満で、従業者が 100 人未満の事業所。

なお、上記㊦㊧について、生産財、資本財、消費財の 3 財にわたる商品を扱っていても生産財の品目が「524 再生資源卸売業」のみ、消費財の品目が「549 他に分類されない卸売業」のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとします。

表 1

財 別	小分類	産 業 分 類
生産財	501	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
	522	化学製品卸売業
	523	鉱物・金属材料卸売業
	524	再生資源卸売業
資本財	521	建築材料卸売業
	531	一般機械器具卸売業
	532	自動車卸売業
	533	電気機械器具卸売業
	539	その他の機械器具卸売業
消費財	502	衣服・身の回り品卸売業
	511	農畜産物・水産物卸売業
	512	食料・飲料卸売業
	541	家具・建具・じゅう器等卸売業
	542	医薬品・化粧品等卸売業
	549	他に分類されない卸売業

㊨ 「5497 代理商、仲立業」

「年間商品販売額」と「その他の収入額の仲立手数料」を比較し、仲立手数料が多い場合は「代理商、仲立業」に格付けしています。

② 小売業

㊦ 「5511 百貨店、総合スーパー」

表 2 の衣（中分類 56）、食（中分類 57）、住（中分類 58～60）にわたる商品を小売りし、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の 10 % 以上 70 % 未

満で、従業者が常時50人以上の事業所をいいます。

④ 「5599 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

表2の衣（中分類56）、食（中分類57）、住（中分類58～60）にわたる商品を小売りし、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所をいいます。

表 2	衣・食・住別	中分類	産 業 分 類
	衣	56	織物・衣服・身の回り品小売業
	食	57	飲食料品小売業
	住	58	自動車・自転車小売業
		59	家具・じゅう器・機械器具小売業
		60	その他の小売業

⑦ 「5711 各種食料品小売業」

中分類「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所で、小分類「572～579」のうち3つ以上の商品を小売りし、そのいずれもが「飲食料品小売販売額」の50%に満たない事業所をいいます。

⑤ 「5791 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

中分類「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用していて、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所をいいます。

④ 「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」

「60911 たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所をいいます。

4 その他

- (1) 「営業時間」について、牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所は調査していません。
- (2) 第12表の仕入先別割合は、便宜上、調査項目中の「7-1. 年間商品販売額」の合計に「16. 年間商品仕入額の仕入先別割合（%）」を乗じて算出した金額をもとにしています。
- (3) この報告書の数値は、本市で独自集計したものです。したがって、経済産業省から公表される数値とは相違する場合があります。
- (4) 統計表中の「X」は、事業所数が1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるために秘匿した箇所です。また、事業所数が3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿しています。
- (5) 数字の単位は、各表の左上に掲げています。また、単位未満は四捨五入したため、総数とその内訳の合計とは、必ずしも一致しません。
- (6) 諸記号の約束
 - △ マイナス
 - 該当なし又は資料なし
 - … 不詳
 - X 数値を秘匿した箇所
 - 0.0 単位未満

(7) 所管別

行政区において、出張所が置かれている場合は、各出張所の所管区域を「〇〇出張所管内」と、それ以外の区域を「〇〇出張所管外」と表記し、所管別を表しています。

旧市町村（昭和４６年（１９７１年）３月３１日現在）との対応は、おおむね次のとおりです。

旧市町村別	所 管 別
広島市	中区＋東区出張所管外＋南区出張所管外＋似島出張所管内＋西区
沼田町	沼田出張所管内
安佐町	安佐出張所管内
可部町	安佐北区出張所管外
祇園町	祇園出張所管内
安古市町	安佐南区出張所管外
佐東町	佐東出張所管内
高陽町	高陽出張所管内
瀬野川町	中野出張所管内
白木町	白木出張所管内
熊野跡村	阿戸出張所管内
安芸町	温品出張所管内
矢野町	矢野出張所管内
船越町	安芸区出張所管外
五日市町	佐伯区出張所管外
湯来町	湯来出張所管内

(8) 町・丁・大字名

町・丁・大字名は、平成１９年（２００７年）６月１日現在のものです。

(9) 業態分類

業態分類は、次表「業態分類表」のとおりです。

業 態 分 類 表

区 分	セルフ	取 扱 商 品	売 場 面 積	営業時間	備 考
1. 百貨店					
1 大型百貨店	×		3000平方メートル以上 (都の特別区及び政令指定都市は6000平方メートル以上)		産業分類「551 百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所。 「551 百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、住にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所をいう。
2 その他の百貨店			3000平方メートル未満 (都の特別区及び政令指定都市は6000平方メートル未満)		
2. 総合スーパー					
1 大型総合スーパー	○		3000平方メートル以上 (都の特別区及び政令指定都市は6000平方メートル以上)		
2 中型総合スーパー			3000平方メートル未満 (都の特別区及び政令指定都市は6000平方メートル未満)		
3. 専門スーパー					
1 衣料品スーパー	○	衣が70%以上	250平方メートル以上		
2 食料品スーパー		食が70%以上			
3 住関連スーパー		住が70%以上			
うちホームセンター		住関連スーパーのうち5991+5992+6022が0%を超え70%未満			
4. コンビニエンスストア	○	飲食料品を扱っていること	30平方メートル以上 250平方メートル未満	14時間以上	産業分類「5791 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」以外も含む。
うち終日営業店				終日営業	
5. ドラッグストア	○	産業分類「601」に格付けされた事業所で、6011を扱っていること			
6. その他スーパー	○				「2.」、「3.」、「4.」、「5.」、以外のセルフ店
うち各種商品取扱店					
7. 専門店					
1 衣料品専門店	×	561, 562, 563, 564, 5691, 5692, 5699のいずれかが90%以上			
2 食料品専門店		572, 573, 574, 575, 576, 577, 5792, 5793, 5794, 5795, 5796, 5797, 5799のいずれかが90%以上			
3 住関連専門店		5811, 5812, 5813, 5814, 582, 591, 592, 599, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 6091, 6092, 6093, 6094, 6095, 6096, 6097, 6099のいずれかが90%以上			
8. 中心店					
1 衣料品中心店	×	衣が50%以上			「7.」に該当する小売店を除く。
2 食料品中心店		食が50%以上			
3 住関連中心店		住が50%以上			
9. その他の小売店	×				「1.」、「7.」、「8.」以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店					

注1：「セルフ」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

注2：「取扱商品」の商品分類番号3桁及び4桁は、商品分類番号(5桁)の上位3桁及び4桁に分類して集計したものをいう。

注3：「取扱商品」の「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(56)、食(57)、住(58～60)に分類して集計したものをいう。

注4：「ホームセンター」及び「ドラッグストア」は平成14年(2002年)調査より新業態として区分。